

6. 別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態および他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態および他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料および用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く））
		(間接工事費) 共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地などに要する費用 ③機械の設置撤去および仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること
		付帯工事費	
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕およ

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
			び製作に要する経費をいう。												
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負または委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理および試験を施工する場合には請負費または委託料の費用をいう。												
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備および機器の購入ならびに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。ただし、リユース蓄電池については蓄電池部を除く（他の費目・細分に計上した場合でも補助対象外）。												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備またはシステム等に係る調査、設計、製作、試験および検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験および検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負または委託により調査、設計、製作、試験および検証を行う場合においては請負費または委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費および備品購入費をいい、内容については別表第 3 に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費および業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="638 1563 1418 1751"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1 億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	3	1 億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%													